

第 21 回士別市農業委員会総会議事録

令和 5 年 2 月 27 日

士別市農業委員会

第 21 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 2 月 27 日 (月曜日)
午後 4 時 30 分開会
午後 5 時 00 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- | | | |
|--------|---------|-----------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 士別市農業経営改善計画の認定について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 士別市青年等就農計画の認定について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 使用貸借契約の解約について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 賃貸借契約の解約について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について |
| 日程第 7 | 報告第 7 号 | 農地所有適格法人の認定審査について |
| 日程第 8 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明書の交付について |
| 日程第 9 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 4 号 | 農用地利用集積計画の決定について |

出席委員 (26 名)

- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1 番 | 上野浩二君 | 2 番 | 湯浅悦子君 |
| 3 番 | 山下篤君 | 4 番 | 松井薫君 |
| 6 番 | 新田康仁君 | 7 番 | 森野良次君 |
| 8 番 | 鈴木淳一君 | 9 番 | 寺崎徳仁君 |
| 10 番 | 中澤弘幸君 | 11 番 | 工藤修一君 |
| 12 番 | 岡崎京子君 | 13 番 | 本間一明君 |
| 14 番 | 柳真由美君 | 15 番 | 梅津宣保君 |
| 16 番 | 遠藤英俊君 | 17 番 | 沼舘初男君 |
| 18 番 | 鈴木茂樹君 | 19 番 | 佐久間弘美君 |
| 20 番 | 渡辺亨君 | 21 番 | 村上幸博君 |
| 22 番 | 栗本勝君 | 23 番 | 中山義隆君 |
| 24 番 | 鈴木庄一郎君 | 25 番 | 小野寺悦子君 |
| 26 番 | 木下一彦君 | 27 番 | 保科隆志君 |
-

出席説明員（4名）

事務局長	林	秀忠	君
主査	小林	泉	君
主事	古閑	俊祐	君
事務員	佐々木	滯	君

4. 会議の概要

（午後 4時30分 開会）

●議長（保科隆志君）

第21回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は26名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、13番 本間一明委員、15番 梅津宜保委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「古川委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第21条の規定により、嘱託登記を完了したので報告いたします。

番号1番、権利者、●●●●、義務者、●●●●外6件について、嘱託登記を完了いたしました。以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第2、報告第2号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改

善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●●外11件の再認定、3件の変更認定の通知がありました。

なお、累計は、先月比 増減無しの 436件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に日程第3、報告第3号、士別市青年等就農計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定に基づき、青年等就農計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●●の 変更認定の通知がありました。なお、累計は5件となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に日程第4、報告第4号、使用貸借契約の解約について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 使用貸借契約 解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外2件について、使用貸借契約の解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第4号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第5、報告第5号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農地法第18条第6項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外11件より解約の通知がありました。
以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第5号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第6、報告第6号 農地法第3条の3の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の3の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号1番、相続人●●●●より相続の届け出がありました。
以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第6号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第7、報告第7号 農地所有適格法人の認定審査について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第2条第3項の規定に基づく農地所有適格法人要件について、合同会社 ●●●●より審査の申し出があり、審査会を開催したので、その結果を報告いたします。

農地所有適格法人の審査会につきましては、法人が、法人として農業経営を行うため、農地の取得を希望する場合には、農地所適格法人としての要件を満たす必要があることから、法人として初めて農地を取得する際に、その前段に、審査会を開催し、要件に適合するか審査するものであります。

申請があった法人、朝日町 合同会社 ●●●●、 代表社員●●●●、構成員 4 名、主業種、農業とする法人であります。

令和 5 年 2 月 8 日に審査の申出があり、2 月 14 日に審査会を開催いたしました。審査委員は、上野代理と法人が朝日町に農地を取得予定でありますので、担当地区農業委員により審査を行いました。

審査の結果、農地所有適格法人としての要件であります形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の 5 つの要件を全てを満たしていると判断されました。なお、農地所有適格法人としての認定日につきましては、はじめて農地を取得する際、農業委員会において権利移転の許可がされた日をもって認められるものであります。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 7 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 8、議案第 1 号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号 1 番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、東 4 条北 4 丁目、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積 327 m²、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、農地台帳ですでに非農地登録されており、昭和 51 年に住宅を建設し、現在も宅地利用している土地であります。

なお、現地確認につきましては、1 月 30 日に担当地区農業委員 3 名により実施しています。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されま

した。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第9、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町31線東、地番、●●●●外2筆、地目、田、面積17,813㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて経営規模の拡大を図るものであります。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第10、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、温根別町南2線西、地番●●●●、地目、畑、転用面積998㎡、転用目的と計画、農家住宅建設のための転用であり、農家住宅1棟 152㎡、ほか合わせまして、合計1,136㎡の計画となっています。

転用理由については、既存宅地では、新たな建築用地の確保が難しく、効率的な営農を行うためにも営農の拠点となっている本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。なお、契約内容は使用貸借となっております。

番号2番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●・●●●●、所在、多寄町31線東、●●●●、地目、畑、転用面積2,992㎡、転用目的と計画、農家住宅建設のための転用であり、農家住宅1棟 290.00㎡、ほか合わせまして、合計3,091.00㎡の計画となって

います。

転用理由については、現在、現在居住している住宅を土地収用で取り壊すこととなり、付近には適した宅地が無く、今後も長きにわたり営農活動が行えるよう本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。なお、契約内容は使用貸借となっております。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案3号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(4線東)、地番、●●●●外6筆、地目、田、面積32,080㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、北町、地番、●●●●外10筆、地目、田・畑・用悪水路、面積63,607㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、畑、面積106㎡、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を譲り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号4番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、武徳町(47線東)、地番、●●●●外14筆、地目、田・畑、面積74,739㎡、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号5番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●外9筆、地目、畑、面積168,187㎡、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号6番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外12筆、

地目、田・畑、面積 140,140 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 7 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 4 筆、地目、田・畑、面積 45,803 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 8 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 21 筆、地目、畑、面積 456,168 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 9 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(39 線西)、地番、●●●●外 5 筆、地目、田、面積 42,038 m²、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 10 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町茂志利、地番、●●●●外 1 筆、地目、畑、面積 40,401 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上、10 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第 21 回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後 5 時 00 分 閉会）